

第 1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定については、「第 5 本件処分に対する審査会の判断 2 審査会の判断（1）公文書の特定について」の①から③までに掲げる文書を基本に開示請求の対象となる公文書を改めて特定し（開示請求書の補正の要請を含む。）、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）に基づいた対応を行うべきである。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 26 年 9 月 19 日付けで、条例第 5 条の規定により実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

「1. 平成 13 年に県教育委員会が●●高校から受け取っていた申言書の件で、本年 3 月 20 日、県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長は「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と答えた理由を示す資料及び県教委が同公文書類（申言書を含む）の提出を求めた、または受け入れについて各高等学校へ通知した文書。平成 13 年以降を対象。」

「2. 石黒教職員課長は同陳情説明で「人権侵害に当たらない」と言った根拠を示す資料。」

2 処分及び異議申立て

（1）本件処分

実施機関は、上記 1 の開示請求について、公文書の不存在を理由に、条例第 11 条第 2 項の規定により平成 26 年 10 月 3 日付けで公文書の非開示決定（教第 80235 号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（2）本件異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 10 月 14 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査会への諮問

実施機関は、平成 27 年 1 月 7 日付け（教第 29 号）で、条例第 19 条の規定により本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

（4）異議申立ての補正

当審査会が、異議申立人から実施機関に提出された異議申立書を確認したところ、「異議申立人」と記すべきところを「審査請求人」と誤記している箇所、また「本年 3 月 20 日」と記すべきところを「本年 3 月 8 日」と誤記している箇所があった。このことから、審査会は、平成 27 年 10 月 19 日、異議申立人の審査会での意見陳述に先立ち、異議申立

人から当該箇所の記載について確認を求めたところ、異議申立人はそれぞれ「異議申立人」、「本年3月20日」を誤記したものであることを認めたので、異議申立書を補正した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分は誤っており、公文書の非開示決定を取消し、早期全面公開の決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審査会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由は次のとおりである。

(1) 公文書の開示請求の内容は、本年3月20日（注：本年とは平成26年のこと。）の県議会教育警務委員会、陳情説明において石黒教職員課長は「申言書」に書かれている、当該教諭が帰宅途中でJR車内の寝姿など（元教諭は否定）について「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と明確に答えていることを想定すれば、教壇を離れて、学校の外においても勤務状況の評価対象とみなす規定について各高等学校のみならず高教組との関係においても労働協約で同意が図られていなければならない。

(2) また、当該教諭が同「申言書」によって「指導改善研修」の制度に沿った再教育がほどこされるならば当然、文科省から県教委への通知や県教委から各高等学校長に対して制度を周知するための通知文書が存在するべきである。

よって、本件不存在、非開示処分は在り得ない。

第4 実施機関の説明

1 異議申立人からの開示請求に係る公文書

実施機関は、異議申立てに係る決定の対象となった公文書を次のとおりとし、それぞれの非開示理由を説明する。

(1) 平成13年に県教育委員会が●●高校から受け取っていた申言書の件で、本年(平成26年)3月20日、県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長は「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と答えた理由を示す資料

(2) 県教委が同公文書類（申言書を含む）の提出を求めた、または受入れについて各高等学校へ通知した文書。平成13年以降を対象。

(3) 石黒教職員課長が同陳情説明で「人権侵害に当たらない」と言った根拠を示す資料

2 上記1(1)の文書の非開示理由（不存在）について

異議申立人の言う「申言書」の標題は、そもそも「〇〇教諭の勤務状況」となっており、当該元教諭の勤務状況について、当時の●●高校の管理職が記したものである。また、当時

の石黒教職員課長が教育警務委員会で説明したとおり、異議申立人が教育警務委員会の陳情で指摘した部分は、元教諭の通勤時の状況であり、公共交通機関の車中における教職員としてふさわしくない元教諭の行動について、勤務状況と記した報告書の中に記載があったとしても何ら問題はない。したがって、教育警務委員会での課長説明の中に「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と答えた理由が説明し尽くされており、これとは別に理由を示すものは存在しない。

3 上記2(2)の文書の非開示理由(不存在)について

上記2(2)の文書は、所属教員の勤務状況等について、県教育委員会への報告が必要であると学校長自らの責任において判断し、管理職に資料を作成させた後、教職員課職員に直接提出し、報告・説明したものであり、このような文書の提出を県教育委員会が各高等学校に求めた、または受け入れについて各高等学校へ通知した文書は存在しない。

4 上記2(3)の文書の非開示理由(不存在)について

教育警務委員会で当時の石黒教職員課長が説明したとおり、異議申立人が教育警務委員会の陳情で指摘した部分は、元教諭の通勤時の公共交通機関内における状況であり、教職員としてふさわしくない元教諭の行動について、勤務状況と記した報告書の中に記載があったことは、人権の問題とは関係のないものである。したがって、教育警務委員会での課長説明の中に「人権侵害に当たらない」と答えた理由が説明し尽くされており、これとは別に理由を示すものは存在しない。

第5 本件処分に対する審査会の判断

1 審査会の役割

当審査会の担う役割は、条例に照らし、実施機関が行った処分の妥当性について、審査することである。

審査会が見聞するに、異議申立人が異議申立書や審査会の意見陳述において説明する異議申立人が開示請求した公文書と実施機関が開示決定等に際し特定した公文書には明らかに違いが生じているため、実施機関の公文書の特定の妥当性について調査、審議する。

2 審査会の判断

(1) 公文書の特定について

審査会が見聞するに、異議申立人が、異議申立書で開示請求していたと主張する公文書は、次のとおりである。

- ① 勤務時間外の通勤途上であっても勤務状況の評価対象になる規定、労働組合との労働協約などの公文書
- ② 「指導改善研修」の制度についての文部科学省から県教育委員会への通知や県教育委員会から各県立学校長に対して制度を周知するための通知文書
- ③ 平成26年3月20日の県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長が「人権侵害に当たらない」と発言している根拠を示す公文書

また、実施機関が特定した公文書は、次のとおりである。

- i 教育警務委員会での課長説明で「元教諭の勤務状況を報告したもの・・・」と答えた理由を表示したもの
- ii 「申言書」のような文書の提出を指示又は受入れについての県教育委員会から各県立学校への通知文書
- iii 平成26年3月20日の県議会の教育警務委員会で石黒教職員課長が「人権侵害に当たらない」と答えた理由が記載されたもの

したがって、当該公文書の存否は別にしても、異議申立人が開示請求した公文書と実施機関が開示請求書から特定した公文書には、上記③とiiiの公文書を除き、明らかに齟齬が生じている。

審査会における実施機関への意見聴取では、実施機関と開示請求者の間で特に開示請求の対象公文書の特定のための意思確認や補正の要請は行われていないということである。この結果、実施機関が特定した公文書は、異議申立人が開示請求していた公文書とは異なるものになったと考えられる。

(2) 開示請求書の補正の要請について

審査会が異議申立人の異議申立書を確認したところ、異議申立人は、上記(1)③の文書の非開示決定についての異議を記載していなかった。異議申立人の意見陳述に際し、審査会がこのことを異議申立人へ確認したところ、これについても開示を求めるとの主張があった。

前述のとおり、上記(1)③の公文書については、異議申立人が開示請求した公文書と実施機関の特定した公文書は一致しているが、実施機関は、上記第4-4のとおり、当該公文書が不存在であるとして非開示決定を行っている。審査会への非開示理由説明書では、「教育警務委員会での課長説明の中に「人権侵害に当たらない」と答えた理由が説明し尽くされており、これとは別の理由を示すものは存在しない」と説明している。

そこで、審査会が教育警務委員会の会議録で当該課長の発言を確認したところ、その発言は「人権の問題とは関係のないものと考えておるところ」とされていた。これは、開示請求書の「人権侵害に当たらない」とは、明らかに異なっており、実施機関における開示請求書の内容確認と開示請求書の補正の要請が的確になされていないことがうかがわれるものである。

審査会の意見聴取において実施機関は、開示請求の内容を幅広に解釈して「人権の問題とは関係のないもの」を「人権侵害に当たらない」と同義と理解したものと説明するが、開示請求時において異議申立人との間で請求内容の確認を行っていないことを鑑みれば、異議申立人が開示を求めた上記③の公文書と実施機関が特定した上記iiiの公文書が、結果的に一致したとしても、開示請求者に対する説明としては、必ずしも、適切な対応であったとは言えないものである。

3 本件処分の妥当性

条例第6条第2項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき（開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認めるときを含む。）は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定し、また同条第3項では「開示請求者は、実施機関の求めに応じて、開示請求に係る公文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。」と規定している。

前記2（1）のとおり、実施機関が特定した公文書は、異議申立人が開示を求めている公文書とは異なるものであるから、実施機関は、異議申立人が開示を求めている上記2（1）の①及び②に記載の公文書を改めて的確に特定したうえで条例に基づいた対応を行うべきである。

また、異議申立人が開示を求めている上記2（1）の③に記載の公文書については、県議会の教育警務委員会で石黒課長は「人権侵害に当たらない」とは発言していないから、実施機関は異議申立人に対し開示請求書の補正を要請すべきであり、そのうえで公文書を改めて的確に特定したうえで条例に基づいた対応を行うべきである。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 異議申立人のその他の主張について

当審査会の担う役割は、当審査会に諮問された本件処分の妥当性を条例に照らし調査審議することであり、これら以外の処分について調査審議をする立場にはない。

また、異議申立人は、本件処分以外の違法、又は不当について異議申立書や審査会における意見陳述で種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

第7 付言

実施機関は、審査会の意見聴取において、「元課長は、県議会の教育警務委員会において、そもそも人権の問題を論ずるようなものではないから『人権の問題とは関係のないもの』と答えた。」と説明している。

公務員の人事事務については、「事業の円滑な運営の確保と並んでその廉潔性の保持が社会からの要請ないし期待されていること」を理由に、民間の労働者に比べて、私生活上の行為に対して「より広い、かつ、より厳しい規制」が認められている（最判昭和49年2月28日民集28巻1号66頁）。このため、勤務時間外の非違行為であったとしても、結果として懲戒処分の対象となる場合もある。

一方、公務員の行為については、勤務時間内の行為とそれ以外の時間の行為とを区別したうえで、当該公務員の地位や全体の奉仕者の点から勤務時間外の当該行為を評価し、懲戒の対象とすることや懲戒の程度について丁寧な議論が必要であると思料される。

実施機関においては、これらの点を踏まえ、異議申立人の開示請求の主旨を正確に把握し、条例に基づいた対応を望むものである。

第8 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成27年 1月 7日	実施機関から諮問書を受理
平成27年 1月21日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 2月 5日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成27年 2月13日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成27年 6月 3日 (第135回審査会)	諮問事案の概要説明
平成27年 9月10日 (第136回審査会)	審議
平成27年10月19日 (第137回審査会)	異議申立人から意見を聴取 実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成27年11月26日 (第138回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取 審議
平成28年 1月22日 (第139回審査会)	審議
平成28年 3月11日 (第140回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	元北日本新聞社監査役	第135回
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	第136回～
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	

大石 貴之	弁護士	会長職務代理
蟹瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹地 潔	富山大学経済学部教授	会長
西岡 秀次	富山県商工会議所連合会常任理事	